

世田谷区子ども条例の一部改正(素案)への 区民意見と区の考え方

1 意見募集期間

令和6年9月15日(日)から10月15日(火)まで

2 意見数

83件 (39人)

【内訳】

項目	「パブリックコメント」意見件数	「子ども・若者の声ポスト」意見件数
前文についての意見	5 件	24 件
条文についての意見	17 件	15 件
全体に関する意見	22 件	
合計	44 件 (28 人)	39 件 (11人)

3 主な意見の概要

(1) パブリックコメント

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	前文(区や大人の決意表明)では「できる限りこたえていくことを約束します」と記載されているが、「できる限り」という表現は具体性にかける。いじめ、性被害、家庭内暴力などの被害にあっている子どもを受け止める言葉として適切なのか。	前文前段の「子どもの思い」「大人へメッセージ」を受けとめたうえで、「区や大人の決意表明」から、できる限りという表現を削除して、より具体性のある内容に改めました。
2	◆前文に「子どもの思い」と「大人へのメッセージ」を入れたことはよい。子どもが考えたメッセージなので、このままでも良いと思うが、大人へのメッセージの下から2つ目は「やったかやってない」より、「チャレンジしたことを評価し」だとよりポジティブである。 ◆子ども自身が考えた保障してほしい権利について、「休む」や「ゆっくりする」ことについては意見が出なかったのか。出ていないのであれば後期検討会で出るとよい。	いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーに伝えたくて、子どもの考えや思いがより活かされる条文について再度検討を行い、表現を改めました。 休む権利に関しては、「心や身体が疲れた時に休息することができる権利」を追加しました。
3	改正条例に反対する。 ◆前文から始まる以下の条文は削除すべきである。「さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることが出来ます。私たちの言葉や想いをしっかり受け止め、否定ではなく肯定してください。大人世代の当たり前は、子ども世代の当たり前じゃない。個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性を認められる機会や空間が必要です。自分のやりたいことを追求できる権利、思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利。自分で自分のことを決める権利。子どもは、自分に関することを自分で決めるこ	前文の表現につきましては、いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーに伝えたくて、子どもの考えや思いがより活かされる条文の作成に向けた検討を行いました。 大人が子どもたちに伝えるべきことに関しては、前文「区や大人の決意表明」や、第24条第3項に記載を新たに追加しています。

	とができます。選択して自己決定できる権利。保護者は、子どものために思い、良かれと思ってすることが子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。」 ◆現行条例の前文「愛情と厳しさをもって接することが必要です。」は必須であり残すべきである。 ◆「子どもが自分勝手に理不尽な意見・主張を述べた場合、保護者は受け入れず厳しく指導する。」という条文を入れることを強く求める。	子どもの権利は相互尊重の上で成り立つことや、子どもが意見表明した内容がすべてに優位するというのではなく、子どもの意見と大人の意見が食い違った場合は、最終的には、子どもの意見や思いを尊重したうえで、大人が子どもの最善の利益を優先して判断するものであることなどが伝わるよう、広報普及啓発手法についても検討してまいります。
4	子どもからのメッセージに対して、大人の意見表明が呼応していない。 「子どもの想い」「大人へのメッセージ」「大人の決意表明」の3つがつながっていない。	「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」の表記内容については、改めて中高生メンバーに伝えたくて見直しを行いました。「区や大人の決意表明」についても、子どもたちの思いに応えるとともに、大人が子どもに伝えるべき視点を追記しました。
5	区や大人の決意表明について、子どもの言うことをまずはそのまま受け止めること、そのうえでどうできるのか一緒に考えようとする、子どもも大人もパートナーであること、この点をふまえて構成しなおしてはどうか。	前文の「区や大人の決意表明」について再度検討を行い、「区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子ども」という記載を追加するなど、内容を充実させました。

② 条文についての意見

番号	条項	主な意見の概要	区の考え方
1	2 条	第2条1項2号がわかりにくく、「18歳以上の人」と具体的にあったほうがわかりやすい。	「この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」という表現は、子ども・子育て会議における議論を踏まえた表現としています。条例の解説書等での補足説明を充実させてまいります。
2	2 条	【第1章第2条(2)】の「18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」とはどのような人か。東京都子ども基本条例では子どもの定義を『18歳に満たない者』としていて、施策実施に関しては理念実現のためにその範囲を広げるとあります。本条例は基本理念としての条例であり施策実施の法律ではないので子どもの定義を変えることに反対である。	「子ども」の定義は、現行条例では18歳未満を基本としていますが、支援を切れ目なく行うことを目的として、改正条例では「この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」を追加しています。具体的には、支援を実施する対象を、高校3年生世代については18歳の年度末まで対象年齢を延長する対応や、社会的擁護における措置延長を踏まえ、20歳まで対象年齢を延長することなどを想定しております。なお、本定義への該当の可否については、事業ごとに区が個別に検討してまいります。

3	10 条	第 10 条「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。」は良い一文である。	子どもが幸せになるためには保護者自身も幸せであることが大切であるという考えのもと、保護者の子育てを地域で支える社会を目指してまいります。
4	11 条	第 11 条、学校について「保障する責務、協力する責務」に加え、「子どもの権利を活かせる子どもへの育ちと学習の保障を行います」を入れて、学校だからできることと責務を具体的にしてほしい。	第 11 条では、日常的に子どもに関わる様々な主体に共通する責務を掲載しています。ご意見をいただいた学校の責務につきましては、憲法、子どもの権利条約、こども基本法、学校教育法や、「世田谷区教育振興基本計画」の理念を踏まえ、子どもの権利保障に向けた取組みを進めてまいります。
5	13 条	いじめや性被害の場合、その施設に関わる団体の大人が見過ごししてしまった場合や、その大人が原因で二次被害を受ける場合も考えられる。そうした子どもがこの条例、特に「区の責務」(13 条)を読んだ時に助けを求めにくくなるのではないかな。	いじめや性被害など、子どもの権利侵害が発生した際には、関係機関との連携による対応や、第5章「子どもの権利擁護」で規定する子どもの権利擁護委員(せたホツと)が個別救済を行います。子どもが必要な時に助けを求められるよう、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。
6	15 条	条例により、子どもたちの声を聞いて、子どもたちの思い、悩みを大人が一方向的に伝えるのではなく、一緒に対話していくことの大切さを感じる。息子は弦巻小学校に通っているが、決まりやルールが多く、先生も子どもたちもきゅうくつに感じているように思う。子どもたちが伸び伸びとその子らしさを尊重される社会を望み、対話をもとに日々を作ることを強く願う。	第 15 条では、「子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重」として、子どもとの対話や、意見の尊重について掲載しています。ご指摘のとおり、大人と子どもが対話の中でともに考え、子どもの権利を実現してまいります。
7	17 条	子どもに関わる可能性のある全ての人に子どもの意見表明についての趣旨を理解してもらい、虐待対応など協力を求める必要がある。	児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、関係機関と協力しながら児童虐待に対応しています。また、第5章「子どもの権利擁護」で規定する子どもの権利擁護委員(せたホツと)が、子どもの声を聴きながら個別救済を行う取組みも実施しています。今後、様々な機会で、子どもの権利保障、意見表明について、広く普及啓発に努めてまいります。
8	18 条	海外での取組みと比べると、誰をどうやって助けるのかがあいまいであり、子どもを取り巻くいじめ等が世田谷区で起こった時に対応できるのか心配である。	区では、「いじめ防止基本方針」を定めており、本条例に基づき、いじめの未然予防、いじめの早期発見、いじめへの早期対応に取り組んでいるところです。
9	18 条	第 18 条、いじめ対策として区民理解といじめ事件解決しか記載がない。「いじめを生まない学校教育に努め」を加えてほしい。	区では、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等の総合的な推進を図っています。ご意見を踏まえ、同基本方針における「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」の視点を追加しました。

10	23 条	第 23 条、人材育成だけでは意見形成の支援と ならない。「必要な学習機会の確保に努め、この 学習を支援する人材育成にも努める」として、学 校教育や地域社会に子どもの意見形成のための 授業、事業など、環境を整えていく目標を明記す る。	第 21 条では、子どもの権利学習の支援 として、子ども自身が子どもの権利を学 習するための支援、まわりの大人が子ど もの権利を理解するための支援について 記載しています。第 23 条に記載の人材 育成とあわせて、子どもの意見形成や意 見表明を支えてまいります。
11	24 条	条例について子ども、知的障害者、高齢者に向 けて、わかりやすい翻訳版を作る必要がある。	子どもや子どもに関わるすべての方に分 かりやすい普及啓発パンフレット、条例 の解説書等を作成してまいります。
12	24 条	世田谷区の HP は分かりづらい。そうした HP の 作り方ひとつとっても、世田谷区は助けてくれる 感じがないように受け取られる可能性がある。	現在、区のホームページ上に「子ども・若 者の声とともにつくるページ」を立ち上 げ、子どもの意見表明などの情報を集約 し掲載しています。より分かりやすいホー ムページの構成など、検討を進めてまい ります。
13	24 条	第 24 条「区はこの条例の存在と理念について、 すべての区民に理解してもらうよう努めていきま す。」について、パンフレットを配っただけでは理 解できない内容なので、実際の生活の場面で条 例のことを思い出してもらえるようになる」とよい。	保護者を含めた乳幼児教育・保育施設 向けの子どもの権利意識啓発プロジェクトや、子どもの権利の日の制定による子 どもの権利に関する普及啓発と気運醸 成等により、日常的な場面においても、 子どもの権利がしっかりと根付いていくよ う取り組んでまいります。
14	24 条	◆条例の改正を知らない子どもが多いと思うの で、今の段階から学校で取り上げてほしい。低学 年でも分かるように、漫画にしたり読みやすくして ほしい。 ◆小さい子の意見が出やすいように、どの気持ち が一番自分の思いに近いかなど、4件法・5件法 の回答形式など取り入れるのはどうか。	子どもの権利や条例の理念を子どもたち に伝えていくため、子どもたちの意見を聴 きながら、創意工夫により効果的な普及 啓発、意見聴取の方法を検討してまいり ます。
15	24 条	◆条例を子どもたちにもわかるように、まんがな どで解説してほしい。 ◆ワークショップなどをして大人も子どもも条例を 理解できる機会がほしい。 ◆子どもが素案を読めないなので、音声読み上げ があるとよい。	子どもの権利や条例の理念をわかりや すく子どもたちに伝えていくため、解説書 等の作成や、創意工夫による普及啓発 方法を検討してまいります。
16	24 条	子どもと一緒に条例を読んで「権利」や「主体」と いう言葉がわかりにくいと感じた。条例を普及 するためのサイトやパンフレット等では、言葉を掘 り下げていくようなコンテンツがあったら良い。	「権利」という言葉は多様な意味で用いら れているため、「子どもの権利」が人権で あることを丁寧に説明していく必要がある と考えています。 子どもの参加・参画により子どもにもわか りやすい普及啓発パンフレットを作成す るとともに、条例の解説書も作成するな ど、効果的な普及啓発方法を検討してま いります。

17	25 条	◆「権利」と「義務」はセットで考えるべき概念である。しかし、条例には子どもの権利ばかりで義務については一言も触れていない。まだ善悪の価値観について未熟な若年層に権利ばかりを教えるのは健全な精神の醸成に悪影響がある。故に反対である。 ◆擁護委員の仕事を補佐する「相談・調査専門委員」については定員の規定がない。条例制定後は予算が付き「擁護委員」は一種の利権となる。財政規律の観点からも無視できない。故に反対である。	国連ユニセフは「子どもの権利条約」について、子どもの権利は、すべての子どもが無条件にもっているものであり、権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではないと解説しています。本条例により、子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えてまいります。 「相談・調査専門員」については、事業執行に必要な人員を精査したうえで、人員数を判断しております。
----	------	--	--

③ 全体に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	「子どもが自分らしく幸せな今を生き、明日からも良い日と思える社会」に賛成である。これに加えて、大人たちは、子どもの力を心から信頼していることを明記してほしい。	子どもの力を心から信頼していることにつきまして、前文「区や大人の決意表明」の、「区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子ども」といった記載などを追加いたしました。
2	権利条例に関して、「子どもの声ばかり聴いていても指導ができず、教育が疎かになる」などという発想から、権利条約がどうして世界で支持され、世界標準になったかを理解しない区議会議員が一部いるようである。そうした従来の視点による「子どもの声の扱い方」こそが、条約批准から 30 年という遅滞を招いた根本的誤解であることを明確に認識し、この画期的な条例をきちんと世田谷区の政治行政、市民の声として刻むことが肝要である。	改正条例が施行されましたら、子どもの声を聴く大切さを伝えていくとともに、子どもの権利が当たり前前に保障される文化の醸成に向けて取り組んでまいります。
3	世田谷区子どもの権利条例(素案)を支持する。 ◆条文に具体的に、豊富な内容が書き込まれていること、基本的姿勢が明確でよい。 ◆分かりやすい言葉で、子どもでも読んでわかるように工夫してありよい。 ◆第2章の子どもの声の部分は、今子どもたちが何を求めているかが伝わってくる。特に第8条の項目「①様々なことに挑戦して失敗できる権利 ②選択して自己決定できる権利 ③自分らしく学び成長・発達できる権利」の言葉はとても心に響いた。 ◆第3章の子ども・子育てを支え合う地域づくりの第 10 条の内容は欠かせない大事な視点だと思う。特に3の指摘「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。」の内容は素晴らしい。議会では十分にこの条例改定の意義を論議され、全会派が賛成して、この条例が制定できることを願っている。	改正条例が施行されましたら、保護者や子どもの周囲の大人が日常生活の中で子どもの権利の理解を深め、子どもの権利を守るのと同時に、保護者自身も安心して、自分らしく幸福でいられる社会を目指し、地域で子育てを支えるための支援の充実に取り組んでまいります。

4	条例は『文字面や聞こえ』は良いが、区長の日本文化への根底的な破壊行為に見えるので反対である。	条例の意図が正しく伝わるよう、広報・普及啓発に取り組んでまいります。
5	こどもは年齢にもよるが、人格が未完成で、大人による指導教育は必要である。権利ばかり肥大させて、教育の根幹を崩すつもりなのか。第三者委員会などを新たに設置するのは、時間と税金の無駄である。	子どもの権利は、子どもの基本的人権であり、誰もが生まれながらに持っているものであることと同時に、社会において権利の行使は相互尊重が前提であり、子どもの権利も同様に一方的に行使できるものではないことについても条例で伝えていく必要があると認識しています。第三者委員会の設置については、他自治体の事例を参考にしながら、最も効果的な手法を検討してまいります。
6	憲法と教基法が制定され、さらには子どもの権利条約を批准しているので法的な整備は充分である。子どもの権利擁護委員会については、教基法にも他の法律にも規定がないので、これについて細かく規定した条例にすべきだと思う。「世田谷区子どもの権利擁護委員会設立条例」(案)ならばよい。	憲法、子どもの権利条約、教育基本法などが規定する内容を踏まえ、改正条例を構成しています。本条例は子どもの権利擁護委員を含めた、区における子どもの権利保障に関する事項を総則的に記載するものとなります。
7	条例の必要性が不明。条例として制定すべきでない。どういう利用のされ方をするのか不明で不安である。	こども基本法の施行等をふまえ、子どもの権利が当たり前に保障される社会を目指して、条例改正に向けた準備を進めております。 改正条例をもとに、第2章に記載の「子どもの権利」を保障することなど、様々な機会条例の趣旨等を広く普及啓発してまいります。
8	前文の大人へのメッセージはひどい文である。権利ばかり主張する自己中心的な人が増え続けることは、社会の崩壊に繋がる。条例を作ることは、子ども達の心を豊かに育むものではない。条例をつくることに反対する。	前文は、大人へのメッセージも含め、前文全体を改めて見直しました。また、本条例により、子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えてまいります。
9、 10	条例改正に強く反対する。 改変の内容が子どもの権利を拡張しすぎており、日本人が伝統的に培ってきた価値観を極端に破壊する危険がある。家庭の亀裂、学校教育の崩壊、地域の秩序をも損ないかねない。 (※同様のご意見2件)	本条例改正は、子どもたち誰もが生まれながらにもっている子どもの権利を明確に位置づけるものです。子どもの権利は大人や他の子どもの権利との相互尊重の上で成り立つことを伝えてまいります。
11	条例改正に強く反対する。 経験が少ない子どもたちへの教育を是正するのは大人の役目である。子どもの権利を強めるのでは、根本的な解決にならない。	本条例により、子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えてまいります。これらの区や大人が伝えるべきことについて、第24条第3項に追加して記載しています。

12	子どものころに私はこんなことを思っていない。子どもの想いを勝手に決めること、条例があることの方が問題である。廃止してほしい。	前文「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」や、条例の目標、第2章子どもの権利につきましては、公募により集まった中高生世代で構成する「子ども条例検討プロジェクト」で検討した意見や思いを活かす形で条文を構成しています。
13	無理難題を要求する親子の対応に教員は精神が蝕まれるという教育環境を鑑み、以下の理由により子ども条例の改正に異議を唱える。 1. 改正条例の内容は、まさに子ども過保護条例というべき代物で、上記の教育現場を益々悪化、加速させる。 2. 子ども中心主義を増長させるような内容は削除して、大人、指導的立場にある人達の権利と尊厳を護るための条例とする。 3. 日本では大人が子どもの権利を侵害するケースは極めて少ない。むしろ親・保護者による虐待が増加傾向にあり、区として親業のセミナー、啓発活動に注力するほうが子どもの権利を守る上で効果的である。	子どもの意見や要求がすべてに優位するということではなく、子どもの意見と大人の意見が食い違った場合は、最終的には、子どもの意見や思いを尊重したうえで、大人が子どもの最善の利益を優先して判断するものと認識しております。 子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、自身の権利は、大人や他の子どもの権利を相互に尊重したうえで成り立つことについても改正条例で伝えてまいります。 子どもの権利保障を保護者や周囲の大人だけの責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が当たり前前に保障される文化を醸成していけるよう、普及・啓発に取り組んでまいります。
14	このような普通の事柄について条例を整備しなければならない地域というのは悲しい。	改正条例が施行されましたら、これを契機として、子どもの権利が当たり前前に保障される社会を目指してまいります。
15	条例の改正の頻度をもっと短くしてほしい。	今後の改正時期については、社会状況の変化などをとらえながら、改めて検討してまいります。
16	子どもが条例を読んでも助けの求め方がわからない。助けてくれる連絡先、助けてくれる人は第三者で力があり、かつ秘密が守られるということは一切読み取れない。	条例の普及啓発とあわせて、子どもの権利擁護機関「せたホッと」という、子どもが安心して相談できる機関があることや、相談の方法などについて、パンフレット等を作成して丁寧に周知を図ってまいります。
17	条例改正をきっかけに子どもが真ん中の社会ができれば良い。「子どもも子どもで言いたいことがある」ことを知り、対話ができると良い。いろんな世代の人が対話した形跡が残ると良い。	第15条には、「子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現」していくことを記載しています。ご指摘のとおり、大人と子どもの対話を通じて、子どもの権利が保障される地域づくりを目指してまいります。
18	・人間、動物・植物など環境への思いやりの心を持つこと。それが世界の未来の平和、すべての人の安心安全のために生きるために必要なことを身近に感じることに。 ・自分がやりたいことだけでなく、他の子供や大人、障害者やお年寄りなどと接して、それぞれの人のやりたい	子どもの権利は、憲法が規定する基本的人権であるため、何らかの義務や責任を果たすことで認められるものではなく、一人ひとりが生まれながらにして持つ、「侵すことのできない権利」です。

	ことや考え方に違いがあることに触れること。 ・人にして欲しいこと、人にしてあげたいことなどを思い、発言し、実行できること。 ・うまくいなくてもなぜか考え、再度挑戦できること。 ・いつも同じ場所で同じ人と接するのではなく、違う場所で違う人と会い、多様な経験ができるようにすること。 ・子供が自由に遊べる場所でもやってはいけないことがあること、困る人がいることを知ること。 ・「子供が迷惑をかけるのは当たり前」として子供の親や周りの大人が子供に他人に迷惑をかけるような行為をさせたり、そのような行為を見逃すことのないようにすること。親が自ら他人に迷惑をかけないような配慮をして子供に示すこと。 ・保護者や学校、子供のための活動をする事業者などは子供が他人の権利を犯す可能性を推測し、第三者の不利益にならないよう十分配慮すること。被害を与えた場合は親や責任者が子供とともに誠意をもって対応し、第三者が被った不利益等の補償をすること。 ・社会常識に反することをしようとする時またはしてしまった時は優しく説明されるばかりではなく、叱ってもらえること。ただし、虐待とならないよう注意すること。 ・「ありがとう」、「ごめんさない」などコミュニケーションに必要な言葉をただどしくても自分から言えるようにして社会で生きやすくすること。それを親や周囲の大人が自ら実践し示してあげること。 ・相手の権利も認めることができるよう学ぶこと。「否定」も受け入れてなぜかを考える必要があることを学ぶこと。親も自分が実践できているか常に反省しながら一緒に考えること。	一方で、社会において、権利の行使は相互尊重が前提であり、子どもの権利も同様に一方的に行使できるものでなく、他人の権利を尊重し、思いやりをもったうえで行使できるものです。 これらの子どもの権利を行使する上で大切にすべきことを、今回の条例改正を通じて、伝えていきます。 また、区や大人が子どもに伝えていくべき相互尊重の大切さや、子どもに関わる事業者の責務に関しても、条文に盛り込んでおります。
19	子どもの権利を守るためには、関連する情報開示が重要である。前文、基本となる権利、社会から守られ、支援を受ける権利、区の責務等に追加すべきである。区・行政、教育委員会は、関連情報を開示し、子どものみならず、市民の求めに応じて関連情報を調査、公表し、公正で開かれた社会を実現する。 第18条(いじめ・差別)、第19条(貧困)などは、現状が分からないと対応、対策が立てられないので、明らかにして、区民で討議、議論すべきである。 第30条(調査と調整)では、調査しないことができるとあるが、こども、親、市民を問わず、疑問があれば調査することが、改善の第一歩である。疑問、問題が提起されれば、調査するよう、改善すべきである。	区では、児童相談所や子ども家庭支援センター、せたホッとにおける相談対応件数やその内容、子どもの生活実態調査や小中学生アンケートの結果などをホームページで公開しています。 これらの情報で明らかになった、子どもたちが直面している実態等を踏まえ、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があることから、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例改正に向けた準備を進めています。 なお、この間、区の附属機関である子ども・子育て会議、子ども・青少年協議会などで議論してきたところです。また、第30条の(調査と調整)で調査しないことができる場合とは、裁判所において係争中で

		あるなどの特別の場合だけを示しております。
20	人間が生きていくためには、「批判的精神をもつこと」が最も必要である。前文、第3条、各章(権利、地域、政策、権利擁護、体制等)において、考え方を入れるべきである。前文に「子どもは多様な考え方を学び、議論・協議・論争するために、批判的精神を身につけます。」、第5条(自分らしく生きる権利)に「(4)批判的精神を学び実行する権利」を追加してほしい。	今回の条例改正は、子ども条例に「子どもの権利」について、子どもの権利が当たり前に保障される社会を目指すものです。「子ども条例検討プロジェクト」に参加する中高生メンバーにいただいたご意見を伝えたくて、検討の参考とさせていただきます。
21	教育を受ける権利が条文にない。区民における貧富の差は少なからず教育にかかっている。したがって、公教育の充実が必須である。子どもたちは、区立、私立、公立(国立、都立)の公教育を受けるが、その利害得失が不明である。実情を調べて、不公正が内容、改善、支援(費用を含めて)を行ってほしい。 ◆第6条、幸福追求権に「高等教育を含め教育を受ける権利」を追加することを検討する。 ◆「子どもには、能力があれば高等教育を含み教育を受ける権利があります。」を前文、条文に取り入れる。 ◆第13条(区の責務)、第18条(差別の禁止)、第19条(貧困などの対策)等に、家庭の貧富に関わらず、子ども一人一人が望む教育を受ける権利があり、行政にはその支援をおこなう義務があることを追加する。 ◆子どものみならず、日本国民には教育を受ける権利(スキリング、リスキリング)があり、現在では、高等教育は当たり前の世界になっている。しかし、日本ではその大半の教育費は個人負担であり、親に頼ることが多い。したがって、「(教育を受ける権利)能力があれば、高等教育の費用は、公的に支給します。」を条文に追加する。	第2章「子どもの権利」では、「子ども条例検討プロジェクト」で、中高生世代の子どもたちが検討を行い、子どもたちが特に重要と考えた権利を明示する形で記載しています。日本国憲法や子どもの権利条約等が保障する子どもの権利をすべて条例に記載するものではなく、また、条例に記載した権利のみが保障されるというものでもありません。 「子ども条例検討プロジェクト」に参加する中高生メンバーにいただいたご意見を伝えたくて、条文の再検討を実施しました。
22	子どもの権利条約34条は、「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、…」と規定している。条例の中に性暴力阻止についての何らかの規定が設けられないか。できれば、性的暴力をした加害者に対しては、この暴力に特化した罰則又は懲戒処分として新たな規定を設けてはどうか。	本条例は子どもの権利保障に向けた理念などについて記載しており、個別具体的な事項について新たに罰則規定を設けるものではありません。ご指摘の性暴力に関しては、刑法をはじめとした法令の規定によるものと認識しております。

(2)子ども・若者の声ポスト

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
（「子どもの想い」について）		
1	◆従来の通学方法ではなく、オルタナティブスクール、ホームスクーリング、フリースクールの増設や、それに似たシステムの手厚い保障（お金の免除、給付）を充実してほしい。 ◆留学制度の充実を推進してほしい。特に先進国で文化的にも恵まれているヨーロッパの国々との連携を強めてほしい。 ◆学力レベルや性格嗜好にかかわらず、どの子どもでも通いやすい、その中でも人と積極的に関わることを望んでいなかったり、内向的な子、グレーゾーンの障害を持つ子、音楽、芸術に力を入れたい子の声をしっかり聴いて、区政に反映してほしい。	第15条において、子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重として、区が子どもの声を受けとめ、子どもの思いを聴き、尊重することについて記載しています。 子どもの意見や思いを効果的に施策へ反映していくため、子どもが参加参画し、区政に意見を反映する会議の設置など新たな仕組みの構築についても検討を進めていきます。
2	「大人の当たり前は子どもの当たり前じゃない」というのは、確かにと思った。	いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）」の中高校生メンバーに共有したうえで、条文の再検討を実施しました。
3	「自由に学びたいことを探求したい」について共感する。	
4	その通りだと思う。	
5	うちに帰ったら甘えたい。	
6	賛同する。これに追加して、私たちが持っている権利に対する責任について教えてもらう場がほしい。 また、わたしたち子どもは誰かが見ているということを実感できるだけでも嬉しい。私たちに興味を持ってほしい。	
7	子ども・若者の声ポストがあるのはうれしい。	
8	自分の意見を大切にしたい。	
9	そう思う。	
10	自分は目の前の目標に向けて努力しているし、世田谷でなくても日本ならどこでもできると思う。自分が学べば大人にはなんでも言える。	
（「大人へのメッセージ」について）		
11	大人の考えも尊重しつつ子どもが素直に判断できることが理想だと思う。大人からの助言が必要な時もある。	いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）」の中高校生メンバーに共有したうえで、条文の再検討を実施しました。
12	兄弟とおなじにしてほしい。	
13	自分が子どもを産まないし持たない人生を決定しているのと、教育関連の仕事に携わっていないのと、あまり他者の子どもと関わる機会を持っていないので、感想はなんとも言えない。	
14	賛同する。これに追加して、子どもが「好き」や「愛され、愛す」ということを感じる機会を減らさないでほしい。近年学校的なイベントや区内でのイベントの規模が小さくなってきている。また、公園など身近でお金などがかからずに遊べる場が減ってきてしまっている。他にも音楽や美術などに触れる機会も減ってきている。	

15	たくさん意見があつてすごいと思った。	
16	とても良いと思った。親に見せたい。	
17	そう思う。	
18	自分で頑張れよ。ダメな大人は反面教師でそれはそれで良い。	
（「区や大人の決意表明」について）		
19	「権利の主体」という言葉の意味がわからない。	いただいたご意見を踏まえて、条文を再検討しました。
20	自分が子どもや教育関連のことに積極的に関わりたいと思えない性格なので、意見感想が出てこない。	
21	追加で私たちが間違ったことをしても見捨てないことを誓ってほしい。	
22	こども基本法は大切だと思った。	
23	とても決意が感じられた。	
24	当たり前のことが書いてある。	

② 条文についての意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
〔「条例の目標」について〕		
1	若者の支援機関が、三軒茶屋や烏山地域に集まってしまっているので、公共交通機関を発達させるか(特に鉄道、路面電車、駐輪場の増設)、オンライン対応や訪問支援を増やしてほしい。	区では現在、区内5地域のうち、3地域に青少年交流センターを開設していますが、若者の実態やニーズを踏まえ、若者の居場所を拡充する必要があることから、各地域に青少年交流センターを整備できるよう取り組みを進めます。 なお、いただいたご意見につきましては、道路整備や駐輪場等の関係所管にも共有いたします。
2	賛成である。	いただいたご意見を踏まえて、条文を再検討しました。
3	子どもたちが安心して暮らせるまちだとうれしい。	
4	このようなまちができればとても素敵だと思った。	
5	良いと思う。	
6	近隣と付き合いがないので別に。	
7	「みんなが自分らしく笑顔でチャレンジできる街」はどのように実現するのか。	
8	多様性を活かすような取り組みを増やしてほしい。	
〔「子どもの権利」について〕		
9	「能力に応じて評価される権利」はよい。すごくない人に配慮して、頑張っている人を褒めないのはおかしい。頑張っている人はちゃんと褒めてほしい。	「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーでの議論において、「能力に応じて評価される」というフレーズに「やりたい気持ち、やったこと、その過程も含めて認めてほしい」という思いを込めていることを確認したうえで、「公正に評価される権利」に表現を改めました。
10	今も将来も豊かに生きることができる権利と、生活環境と自然環境が守られる権利と、様々なことに挑戦して失敗	「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーの議論を踏まえ

	できる権利が書いてあるのはよい。 しかし、自分が知りたい情報を得られる権利は、今のところ達成できていないと思う。世田谷区の蔵書ラインナップが乏しく、新書も入りづらく、予約図書のカウンター対面ではなくセルフ受け取りが無いのと、自動返却機も少ないことを改善してほしい。また、世田谷区は行政サービスや支援機関などが充実している印象はあるが、探す苦労を軽減するため、チャート形式や、各機関のホームページのリンク集を掲載してほしい。	「様々なことに挑戦して失敗できる権利」や、「自分が知りたい情報を得られる権利」を記載しています。 子ども・若者の意見を聴きながら、これらの権利の実現に向けた取組みを進め、広報普及啓発の手法についても創意工夫をしながら検討してまいります。
11	運動する権利、テレビを見る権利、夏休みに学童に行かない権利。	いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーに共有したうえで、条文の再検討を実施しました。
12	第6条(4)、第7条(4)、第8条(1)は大切だと思う。	
13	第6条(1)(3)、第7条(1)(3)の権利が好き。	
14	権利は日本国憲法で決まっていることだからとても大事だと思った。	
15	権利のオンパレードで恥ずかしい。	